議案第７９号

東伯郡就学指導推進協議会規約を変更する協議について

次のとおり東伯郡就学指導推進協議会規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の６の規定により、本議会の議決を求める。

平成１７年9月9日

三朝町長　吉　田　秀　光

平成１７年９月－９日原案可決

三朝町議会議長 藤 井　享

東伯郡就学指導推進協議会規約の一部を改正する規約

東伯郡就学指導推進協議会規約（昭和５２年三朝町告示第３３号）の一部を次のように改正する。

第３条中「、北条町、大栄町」を「、北栄町」に改める。

第６条中「５人以内」を「４人以内」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、平成１７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成１７年度の負担金の額の算出については、第１７条の規定により決定した北栄町設置前の北条町及び大栄町の負担金の額を合算した額を、北栄町の負担金の額とする。